

「天使大学紀要」投稿規程

Bulletin of Tenshi College

(目的)

第1条 天使大学紀要（以下「紀要」という）の発行目的は、本学の教育の向上と本学関係者（専任教員、非常勤講師、大学院生）の研究の活性化を図ることにある。

(投稿資格)

第2条 筆頭著者は、原則として本学関係者とする。筆頭著者が本学関係者以外の場合は、学術振興委員会（以下「委員会」という）で審議し、決定する。

(投稿内容)

第3条 原稿は、論文と研究ノートとし、国内外を問わず、他誌に未発表の内容とする。その内容は、所属学会誌の掲載論文に準じ、本学の科学的品位を損なわないものとする。

- (1) 論文（総説、原著、短報）にあたるものは、当該分野における新知見や新発見などが資料（実験・調査データや文献資料など）を基に論述されていること。
- (2) 研究ノート（評論、報告、解説、資料など）は、論文までには至らないが記載に値する内容であること。

(査読及び採否)

第4条 査読者の決定及び原稿の採否は、委員会並びに学術振興委員会委員長（以下「委員長」という）がこれにあたる。ただし、投稿者は除く。

- (1) 委員長は、必要に応じて原稿の加除修正を求めることができる。
- (2) 査読者については、委員会で協議のうえ決定し、学長に推薦する。
- (3) 学長は、委員長から推薦された査読者に査読委員を委嘱する。
- (4) 査読結果は、委員長から筆頭著者に連絡する。
- (5) 原稿の採否は、査読後、必要に応じて委員会に諮り、委員長が決定する。

(投稿手続)

第5条 投稿手続は次のとおりとする。

- (1) 投稿予定者は、申込書に次の事項を明記し、投稿締切日の2ヶ月前までに委員会に提出する。
 - ① タイトル
 - ② 著者名（共同執筆者名を含む）
 - ③ 和文・英文の別
- (2) 投稿申込書提出後に、投稿を取り消す場合には、直ちに委員長に連絡する。
- (3) 投稿原稿は、隨時委員長が受理する。
- (4) 投稿締切日は、毎年1月20日とする。ただし、当該日が本学の休日にあたる場合には、その翌日とする。
- (5) 原稿（投稿）は、2部を委員長に提出する。その際、必ず英文と和文の要旨並びにキーワード（執筆要領を参照のこと）を記載する。

(執筆要領)

第6条 執筆に関しては別に定める「執筆要領」による。

(編集・発行)

第7条 編集・発行に関しては次のとおりとする。

- (1) 掲載順序は論文、研究ノートとする。その他編集に係わることは委員会がこれにあたる。
- (2) 校正は2回までとし、著者が責任を持って行う。
- (3) 締切期日までに受理し、査読後掲載可能となった原稿は、当該年度の紀要に掲載される。その際、校正後の完成原稿とともに、電子媒体を1部提出する。
- (4) 発行は、年1回とし、刊行予定日は6月30日とする。
- (5) 別刷は20部まで無料とする。それ以上を希望する場合には、著者の実費負担とする。

(著作権)

第8条 本紀要に掲載された著作物の著作権は、本学に帰属するものとし、他誌などにその全部又は一部を使用する場合には、委員会の承認を必要とする。ただし、著者自身はあらかじめ委員会に通知して、自己の論文並びに研究ノートの全部又は一部について、複製又は翻訳・翻案などの形で利用することができる

(電子化・公開)

第9条 本紀要是、冊子の発行とともに電子化し、無料公開することを原則とする。

2 電子化並びに無料公開を拒む場合には、本紀要の発行前にその旨を文書で委員会に提出しなければならない。以後、その著作物に限って電子化は行わない。

(事務)

第10条 本紀要の投稿に関する事務は、事務局図書課が行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年7月1日より施行する。